

平成26年第6回白石町議会臨時会会議録

会議月日 平成26年8月21日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
総務課長	百武和義	企画財政課長	片渕克也
農村整備課長	嶋江政喜		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

16番	溝上良夫	17番	久原房義
-----	------	-----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案提案説明
- 日程第4 議案第41号 新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約の変更について

9時30分 開会

○白武悟議長

ただいまから平成26年第6回白石町議会臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者はお手元に配付の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として溝上良夫議員、久原房義議員の兩名を指名いたします。

日程第2

○白武悟議長

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会は、本日の1日間にしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日の1日間とすることに決定しました。

町長より議案が提出されております。これは皆様方に配布をいたしております議案一覧表のとおりであります。

日程第3

○白武悟議長

日程第3、議案第41号を議題とします。ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。平成26年第6回白石町議会臨時会の開会にあたりまして、提案いたしました議案についてその概要を御説明申し上げます。

議案第41号「新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約の変更について」は白石町議会の議決に付すべき契約に該当するため提案するものでございます。詳細については担当課長から説明をさせます。十分に御審議賜りますようお願い致します。

○白武悟議長

内容説明を求めます。

○嶋江政喜農村整備課長

議案第41号「新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。

契約の目的は漁港内に堆積した泥土について泊地計画高まで除去を行う泊地浚渫工事の請負契約変更でございます。

工事場所は白石町大字新明及び新拓地先、契約金額は変更前1億20万2,400円、変更後1億439万2,800円、差引419万400円の増額となっております。

契約の相手方は株式会社肥前建設、変更理由、変更内訳については議案に添付いたしております資料を御覧ください。

主な変更理由としてまず、浮棧橋底部の浚渫については当初計画では浮棧橋を陸揚げしないで対岸に海上移動して係留したあとに浚渫することとし、旧白石町側から工事着手をしていましたけれども、台風8号の接近により高波等の影響により浮棧橋が破損、もしくは漂流する危険があったため、旧白石町側の浮棧橋23基を安全な場所へ陸揚げをし、台風による被災を未然に回避することといたしました。また、その後の台風12号においても浚渫船、運搬船を一時退避させるなど計画工期に影響を与えることとなり、さらに台風11号の接近により旧有明側の棧橋についても同様に棧橋23基を陸揚げしなければならない事態となりました。これにより、浮棧橋46基の陸揚げに伴う大型クレーン車の吊り上げと特殊運搬車に係る経費の追加変更をお願いするものでございます。

次に、安全監視船の配備に伴う変更でございます。工事着手において三池海上保安部へ実施工程等の施工計画により工事届けを提出いたしておりますが、当初計画では浚渫泥土を漁場造成に再利用するため、土運搬船により漁港から約5km未満の近くの漁場区域に海洋投入する計画でこの漁場までは沖合手前の近海でもあり、また、漁業期を避けての時期でもあるため、漁船などの航行も少ないことから当初設計では以上のような理由により、安全監視船の配備については計上をいたしておりませんでした。しかし、三池海上保安部から安全監視船の配備をするようにとの指示があったため、安全監視船に係る経費の追加変更をお願いするものでございます。

また、捨石取り壊しについて当初コンクリートで巻きたてである捨石と目視により確認し、水中ブレーカーでの取り壊しで計上をいたしてございましたけれども、現地施工の際に再確認をした結果、コンクリート巻きたての捨石はほとんど見受けられなかったため、水中ブレーカーでの取り壊しが不要となりました。このため、減額の変更をいたすものでございます。

変更の内訳といたしましては、浚渫工で捨石取り壊し工にかかる変更が140万円の減、浮棧橋の台風避難のための陸揚げに係る変更が233万円の増、安全費で安全監視船の配備に係る変更が305万円の増、その他開港費、保障工事に係る変更が210万円の増となっております。すいません。訂正いたします。21万円の増となっております。この契約につきましては白石町議会の議決に付すべき契約でございますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武悟議長

議事進行については質疑、討論、採決の順で行います。直ちに審議に入ります。

日程第4

○白武悟議長

日程第4、議案第41号「新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○久原房義議員

何点かお尋ねしたいと思いますが、まず工期でございますけれども、9月30日までということで、これ漁期を避けてということでの設定だと思っておりますが、すでに今日は8月の21日でございますからあと40日ぐらいしか残ってないわけですね。6月の14日からということになっておりますけれども、すでに2カ月以上経過をしております。そういった中ではたして9月30日までに終わることができるのかどうかということが1つ疑問でございます。次に度重なる台風接近によりとうんぬんというのがございますが、これは当然夏場ですから台風が接近するということは当然想定内のことでございます。最近といいますか今年に限って台風が襲来するということでもございませんので、近年では非常に7月ぐらいから台風が来る通例になっております。そういった中で台風による影響というのが当然これは想定されたものだと思う訳ですので、そういったものがなぜ配慮されていなかったのかなということを非常に疑問に思っております。

それと、工事着手において三池海上保安部に工事届けを提出ということですが、こういったものについては当然義務化になっているかなと思っておりますのでこれも工事届けを出して初めて監視船の追加を求められたということですが、これも当然のことながらもう皆さんプロでいらっしゃいますのでこういった港湾等の工事等については当然こういった監視船の配備といいますかそういったことは、これも当然義務化だろうと思っておりますからこういったことも後になって気付いたということではいかなものかなというふうに思いますがその3点についてお尋ねします。

○嶋江政喜農村整備課長

まず工期が9月30日までということになっております。これについては議員おっしゃるように海苔の漁期にということと、書類まで完了して9月30日までという工期でみております。それで現在約60%以上は一応完了はいたしております。あと残りの40%を浚渫をするということになりますけど、業者とも打合せをいたしまして少なく

とも漁船の船降ろしがあります9月20日ぐらいになると思いますけど、それぐらいまでには完全に終わるよというところで打合せをいたしております。

それと台風による浮棧橋の陸揚げを最初からということでございますけど、当初設計においてはそこら辺も考慮はいたしておりましたけれども、それが来るか来ないかまだ分からないというところで当初から陸揚げをするとすると当然設計額も上がります。もし来なければ逆に言うと安い単価でできたということにもなります。だから当初は設計上は一番堅い設計でやって発注をしたということでございます。

それと監視船の件でございます。監視船については今までの工事で港内の工事については監視船というのを当初からみるということではいましてけれども今回は漁期を避けて漁船等も少ないし、しかも約5km程度の滞筋からまっすぐ下った場所でございます。監視船まではつけなくてもいいのかなという判断をいたしまして当初設計ではみておりませんでした。ただし御指摘のとおり三池海上保安部から安全を期するために、万全を期するために監視船を付けてくださいという指示というかあくまで要請というか絶対付けなさいということじゃなくて付けて工事をしたほうがいいんじゃないですかという指導的な要請がございましたので今回、安全を期して安全監視船を変更で計上したということでございます。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

この安全監視船ですか、この配備で305万円の上積みということではありますが、この監視船というのはだいたいどういった船ですか。港湾の中に工事する時に船をどこからか持ってきて配備してそしてそれを監視すると。そういうふうな船なのか、そのへんのことについて詳しく、それからこれが第1点ですが2点目に1億439万円ですか、この財源はどうするのか、このことについて。それからこの工事、泥土がたまってしまって流れが悪いというふうなことがあるわけですが、これまた5年先にはまたせんばいかんですよというふうな事を工事関係者の人から聞いたわけですが、これまた5年先にはこの工事をするわけですか。そのへんの事について3点。

○嶋江政喜農村整備課長

安全監視船の件でございますけど、安全監視船については設計上は3トンクラスの船ということになっております。実際は漁業や周遊をしている監視船ですか、海苔の養殖時に使われている監視船を業者の方がお願いをされているということでございます。

それと、かなりの金額になっておりますけど、まず土運搬船の運搬に伴う日数が約29日、それと土運搬船の入出港ですね、出たり入ったりするために4日、それから台風等も来ておりますのでその避難、大浦港へ入出港等もしております台船とかですね、それが2日、合わせて35日ということで一応計上はいたしております。

それと、財源の件でございますけど、これについては国庫補助事業でございます。すべて補助対象ということになっております。補助率は国が50%、県がですね、ちょ

つといろいろ工種によってちょっと私が記憶にございませんので後持って言いますけど、だいたい県は15%だったと思います。残りが35%ですか、が町費ということになるとと思います。間違っていたら後で訂正をさせていただきたいと思います。

それと5年先にまた浚渫をしなくちゃいけないじゃないかという御質問でございますけど、これについてはここだけの漁港の問題だけではございません。有明海に面する漁港についてはどうしても浚渫をしなければならない環境というかそういう事になっております。それで、ある所では毎年、町費というかそこらへんもつぎ込んで斜路付近の浚渫をされている所もございます。ある町ではですね。市とか町では。ただしここについては毎年するというのはなかなか金銭的なこともございます。予算的な面もございますので、それについてはまず4、5年様子を見てどうしても漁船の係留等に支障があるとか漁業の活動に支障があるということであれば、漁港管理者として町が管理者でございますので、それについてはまた何らかの事業にのっとなって浚渫をやらなければならないかなということ考えてはおります。

以上です。

○久原久男議員

この図面ですね。赤いのがでておりますが、点線の部分が多分漁港というふうなことだろうと思うわけですが、この一番先のほうですね、何と言いますか波戸といひますか先の方から少しですよ。なんメーターか知らんけども、10mかそのくらいだというふうには思うわけですが、この漁港の延長というのはいけませんか。例えばこの漁港を1 km先まで漁港指定したらこの事業にのっとなってその浚渫ができると。この件について。

○嶋江政喜農村整備課長

この図面に表示しております点線が漁港区域でございます。先端の部分を先まで漁港区域を広げるということは当然広げた以上は町がすべて管理をしなくちゃいけません。そうするとまず出てくるのが濇筋の浚渫の希望を言われると思います。当然ですね。ただしこれを先まで伸ばすというのは県とも協議をいたしましたけど、むやみに、施設かなんか先にあればいいんでしょうけど漁港そのものの施設はこの範囲内で全部収まっておりますので、航路だけをするっていうのもいかなものかなということもございます。それと、当然、御存知のように堆積もしてきますので浚渫もする必要がございますけど、それと只江川の河口部でもあってこの濇筋がもし閉塞したら只江川そのものの水も流れないということになりますので、これについては例えば今、有明海再生の話もでております。だからそういう国とか県の事業の中でなんとか再生事業の一環として出来ないのかなということもございますので、そこら辺は国、県と協議しながらやっていきたいなということ考えております。

以上です。

○久原久男議員

今、言われましたこの漁港区域外の事ですが、外の浚渫があつて深くなれば只江川の水も早く引くと、直接関係しているわけですよ。そのへんの事をよろしく願いしておきたいというふうに思います。

○嶋江政喜農村整備課長

滲筋沿いの浚渫については、ただいま答弁いたしましたとおり国、県とも十分に協議をしてやっていきたいと考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

この議会が始まる前に資料が届きまして、そのあとにまた請負会社の住所の変更がありました。訂正が、それもありましたけれども、変更内容のところですね。これが浚渫工のところで最初は120万円でしたけど、今日もらった資料には140万円、それからこの浮棧橋の撤去、233万円、これが230万円でした。それから安全監視船の配備の追加にしても300万円でしたけど305万円という、2、3日で金額が変わったのはなんでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

これはもう申し訳ないと言うしかございません。一応、議案で決裁を行ってはいたんですけど中身で419万円の増額に合ってなかったと、内訳がですね。それと担当者が10万円単位で計上をしたということもございませぬ。それで万単位で計上をし直したということもございませぬ。それで合計が差し引きの419万400円の増額になってるということで訂正をさせていただいたということもございませぬ。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

この現場ですね。この漁港の現場で1基街灯が曲がっているのを課長、御存知ですか。その街灯が私が直接曲がる原因を見たわけではないんですけど、曲がった方向とキズの位置からすると浮棧橋を戻す時、北明側の浮棧橋を戻す時に当たって曲がったんじゃないかなと。先ほどからずっと話を聞いていると先ほどの監視船の話でもそうですし、若干の金額の1日、2日での食い違いとかそういったもろもろ含めて考えていると、そういったところの修理とかそういったものに流用されたりとかそういった不審な点とかはありませぬでしたか。

○嶋江政喜農村整備課長

白石側の街灯ですが、街灯の支柱が途中から折れ曲がっているのは確認をいたしております。実際、現場でも確認をしておりますし、これについては作業中にクレーンですかね、それで引っかけて曲がったということで業者からも報告はあっております。それで最終的には業者の負担で支柱は取り替えるということにいたしております。

それと、この変更の中でそれが流用されるんじゃないかなというお話もございませぬけど、実際この変更をやる時にはあくまで契約約款の中でお互いにその発注者、受注者が協議をして変更するということになっております。実際、変更する際に業者が変更内容を持ってきた時にはこの変更額の倍以上の金額で持ってきてはあります。かなり見てない部分もございませぬ。例えば掘削土量の変更も若干増えておりますし、他

にもいろいろもろもろがあつてそれから回航費、要するに設計上では土運搬船を大浦港からみてましたけど、実際は北九州から持ってきてます。そこらへんも業者の方はこちらからみてもらえないでしょうかとかありましたけど、うちのほうはこういう条件で当初設計をして入札をかけてると、条件的な変更はしないということで協議をいたしましたので、決して請負金額の変更額でそれを流用して街灯をするということはないのかなということではおはります。詳しく内容はわかりませんが、そういうことで発注者としては元に曲がった支柱を元通りに戻してもらおうということでは業者の方には言つてはおります。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

課長に確認ですけども、課長の説明の際に台風のために浚渫船の退避かれこれという説明があつたようなんですが、あくまでもこの変更は浮棧橋を上げるためだけの経費なのか、台風のために浚渫船かれこれを退避するのが入っているのかどうか、その確認をまず。入つてなければいいです。

○嶋江政喜農村整備課長

実際、台風接近によりまして例えば説明の中で一時退避をしたということがございます。例えばグラブ船とか土運搬船、一応退避をしておりますけどその回航費については変更はいたしておりません。ただし、監視船については当然そこはみてやらざるを得ないのかなということでは監視船は一応計上をさせていただいております。

以上です。

○溝上良夫議員

今後のためにお伺いしたいんですが、そういう急な台風で工事が変更になった場合、普通だったら現場ですね、台風のために養生をしたりかれこれすることがあると思います。そういう時にどういう所まで変更をみるものかどうか。そういう基準があるのかどうか。それだけをお伺いします。

○嶋江政喜農村整備課長

現場によってはどうしても設計ではみてないというか突発的なそういう気象条件によって、気象状況といいますかそういうことで、例えば河川の工事をやられて水位が上がって通常の水替えするための仮締切をやったりとかするために、どうしてもそれを撤去しないと危ないということになれば出来る場所にもよりますが、それについては当然みてやるべきではないかなと。要するにそのケースバイケースでそこはお互いに業者と協議しながら契約変更は行うということになっておりますので、そこはケースバイケースで変更するかしないかは協議の中で決めていくべきだと私は考えております。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第41号「新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約の変更について」採決いたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された案件は終了いたしました。

これをもって平成26年第6回白石町議会臨時会を閉会いたします。

10時02分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年8月21日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 溝 上 良 夫

署 名 議 員 久 原 房 義

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭